



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成30年10月31日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

郡山市の一般乗用旅客自動車運送事業者 に対し事業の停止命令を発しました。

平成29年11月8日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、停止命令書等の交付については、本日14時、福島運輸支局にて行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：ふく山タクシー 株式会社 代表取締役 國分 幸一
(法人番号：3380001005676)
福島県郡山市富久山町久保田字久保田220番地1号

営業所：本社営業所
福島県郡山市富久山町久保田字久保田220番地1号

2. 行政処分等年月日 平成30年10月15日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業の停止処分
平成30年10月31日から平成30年11月29日まで(30日間)
- (2) 事業用自動車の使用停止処分
平成30年11月30日から平成31年2月12日まで(2両×75日間)
- (3) 文書による警告及び勧告

4. 違反の概要

- (1) 運行管理者選任違反 (道路運送法第23条第1項)
- (2) 事業計画変更認可違反 (道路運送法第15条第1項)
- (3) 事業計画事前変更届出違反 (道路運送法第15条第3項)

(4) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反
(道路運送法第27条第3項)

① 疾病・疲労等のおそれのある乗務（健康診断の未受診）
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

② 点呼実施義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

③ 点呼記録義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

④ 乗務員台帳作成義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

⑤ 運転者に対する指導監督義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑥ 高齢運転者に対する特別な指導義務及び適性診断受診義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

⑦ 3ヶ月点検整備実施義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)

⑧ 整備管理者研修受講義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

⑨ 指導主任者選任義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第40条第2項)

⑩ 指導主任者届出義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条第1項第4号)

(5) 運行の安全の確保に関する業務を行わせるための運行管理者の選任等遵守
事項違反
(道路運送法第23条第2項)

① 運行管理補助者の要件違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)

(6) 事業の健全な発達を阻害する競争

① 社会保険等未加入
(道路運送法第30条第2項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：菅野、及川

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス「3」